

議案第44号

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
制定の件

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年鹿児島県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

医療法施行規則の改正に伴い、病院の従業者の員数に係る区分を変更するため、所要の改正をしようとするものである。